平成２２年（フ）第２８９８号
名古屋市千種区仲田１丁目10番13号　千種仲田シティハウス501号
債務者　日比野直子（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３号
三重県津市白山町上ノ村48番地123
債務者　鈴本　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６６号
三重県津市新町２丁目２番33号　津高東ハイツ101号室
債務者　垣江　朱美
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７３号
三重県鈴鹿市算所３丁目14番26号　レジデンス大野206号室
債務者　原　　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９７号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地31、前住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷959番地１
債務者　高尾あゆみ（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１３４号
神戸市兵庫区矢部町38番16―205号
債務者　フライトオブエアーこと　杉本　千尋（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３５号
神戸市兵庫区矢部町38番16―205、住民票上の住所神戸市兵庫区湊山町３番14号
債務者　杉本　光穂
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５４号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番29―833号ローレルハイツ神戸
債務者　脇坂　経子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８５号
神戸市中央区山本通５丁目３番40号
債務者　夏井　誠之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１３号
神戸市東灘区深江本町３丁目４番３号ワコーレリベルタ深江本町702号
債務者　橋本　　緑（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３４号
神戸市垂水区青山台６丁目１番11―537号
債務者　松本　祥絵
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４５号
神戸市須磨区外浜町２丁目５番１―207号
債務者　辰己　一郎
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
鳥取県米子市富益町15番地26
債務者　原　　圭介
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１７６号
鳥取県西伯郡伯耆町坂長1252番地１
債務者　小谷　千歳
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１７７号
鳥取県西伯郡伯耆町坂長1252番地１
債務者　小谷久美子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２７号
広島県三原市円一町３丁目９番14号
債務者　松田　頼登
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
広島県三原市和田３丁目20番１―405号
債務者　緒方　節世
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係